

## 5 不服申立ての処理概要

不服申立番号	区分	不服申立年月日	諮問年月日	答申年月日	決定年月日	原決定年月日	不服申立てに係る処分	決定内容	担当課	備考
30	開示	H30.3.22	H30.5.18	R1.7.5	R1.8.2	H30.3.19	特定の公安委員が現場の「職権検証」をしたとされる際の「検証結果記録書」	認容	警察本部 広報県民課	
31	開示	H30.5.21	H30.6.28	R2.3.4		H30.4.26	最高速度違反現認書(車載式)		警察本部 交通指導課	
32	開示	H30.8.20	H30.10.11			H30.8.9	探偵業の届出をするに際して、作成又は取得された情報		警察本部 生活安全企画課	
33	開示	H30.10.17	H30.12.6	R2.3.4		H30.7.25	警察相談記録票		警察本部 広報県民課	
34	開示	H30.11.19	H30.12.21	R1.10.31	R1.12.12	H30.11.15	公安委員会と警察本部の相互間、及び警察庁等との間で保有する個人情報	棄却	警察本部 広報県民課	

- 注 1 この表には、令和元年度に不服申立てされたもの及び平成30年度以前に不服申立てされたもののうち前年度の運用状況書で審議中としたもの及び検討中のものを登載する。
- 2 「不服申立番号」は、「不服申立てに係る処分」ごとに連番を付す。
- 3 「区分」は、不服申立てに係る請求の区分をそれぞれ「開示」、「訂正」、「追加」、「削除」又は「利用停止」と記入する。
- 4 「備考」には、取下げの場合に、その旨及び日付を記入する。